○泉佐野市こどもの医療費の助成に関する条例施行規則

平成6年6月24日

泉佐野市規則第14号

改正　平成6年9月28日泉佐野市規則第17号

平成7年7月12日泉佐野市規則第12号

平成9年7月14日泉佐野市規則第20号

平成10年6月29日泉佐野市規則第14号

平成11年3月15日泉佐野市規則第8号

平成11年3月29日泉佐野市規則第14号

平成13年3月31日泉佐野市規則第13号

平成13年12月26日泉佐野市規則第36号

平成14年8月6日泉佐野市規則第25号

平成16年3月29日泉佐野市規則第13号

平成16年9月30日泉佐野市規則第24号

平成16年11月11日泉佐野市規則第27号

平成17年3月22日泉佐野市規則第9号

平成17年4月21日泉佐野市規則第14号

平成18年6月30日泉佐野市規則第27号

平成18年9月29日泉佐野市規則第31号

平成19年9月25日泉佐野市規則第19号

平成20年3月31日泉佐野市規則第9号

平成23年12月22日泉佐野市規則第21号

平成26年3月20日泉佐野市規則第5号

平成27年2月5日泉佐野市規則第2号

平成27年12月28日泉佐野市規則第28号

泉佐野市乳幼児の入院医療費の助成に関する条例施行規則(平成5年泉佐野市規則第23号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条　この規則は、泉佐野市こどもの医療費の助成に関する条例(平成6年泉佐野市条例第11号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条から第5条まで　削除

(社会保険各法)

第5条の2　条例第4条第1項の規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)は、次に掲げるものとする。

(1)　健康保険法(大正11年法律第70号)

(2)　船員保険法(昭和14年法律第73号)

(3)　私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(4)　国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

(5)　地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(一部自己負担額)

第5条の3　条例第4条第1項の規則で定める一部自己負担額は、医療機関(薬局を除く。以下この条において同じ。)ごとに、1日につき500円とする。ただし、当該一部自己負担額は、同項に規定する療養に要する費用の額のうち、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による被保険者又は社会保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者が負担すべき額を超えることができない。

2　前項の規定にかかわらず、食事の提供たる療養を受けたときは、一部自己負担額を要しないものとする。

3　第1項の規定にかかわらず、対象者が同一の月に同一の医療機関において行う一部自己負担額の支払は、2日までとする。

4　歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関において歯科診療又は歯科診療以外の診療を受けた場合における前3項の規定の適用については、当該歯科診療又は歯科診療以外の診療は、それぞれ別の医療機関で受けたものとみなす。

5　対象者が同一の月に同一の医療機関において入院及び入院以外の療養を受けた場合における第1項から第3項までの規定の適用については、当該入院又は入院以外の療養は、それぞれ別の医療機関で受けたものとみなす。

6　対象者が同一の月に支払った一部自己負担額を合算した額が2,500円を超える場合は、当該合算した額から2,500円を控除した額を助成する。

7　前項の助成を受けようとする者は、申請書に、支払った一部自己負担額に関する証拠書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(助成の方法の特例)

第6条　条例第5条ただし書に規定する特別な理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1)　国民健康保険法又は社会保険各法の規定により対象者に係る入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、家族療養費又は特別療養費が支給されたとき。

(2)　条例第5条に規定する契約医療機関以外で療養を受けたとき。

(3)　前2号に定める場合のほか、市長が特別に必要があると認めたとき。

(助成の申請)

第7条　条例第6条第1項本文の規定による申請は、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1)　対象者を監督保護し主として生計を維持している者の所得の額を明らかにすることができる市町村長の証明書

(2)　国民健康保険法又は社会保険各法の規定による被保険者証、組合員証又は加入者証

(3)　その他市長が必要と認める書類

2　条例第6条第1項ただし書の規定による申請は、申請書に医療証及び次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1)　保険医療機関又は保険薬局の発行した保険点数(保険診療対象総点数)のわかる領収書、又はこれに代わるべき証明書(条例第3条第3項の規定による対象者を除く。)

(2)　食事療養に要した経費につき、その支払をした際、厚生労働省令の定めるところにより、保険医療機関から交付された領収書又はこれに代わるべき証明書

(3)　その他市長が必要と認める書類

3　前項に規定する申請は、診療を受けた日の属する月単位毎に行わなければならない。

(医療証の様式)

第8条　条例第7条の規則で定める医療証は、別記様式のとおりとする。

(医療証の有効期限等)

第9条　医療証の有効期限は、資格取得日からこどもが15歳に達した日以後における最初の3月31日までとする。

2　医療証の交付を受けた者は、医療証の有効期限が満了した場合には、当該医療証を直ちに市長に返還しなければならない。

(医療証の再交付)

第10条　医療証の交付を受けた者は、当該医療証を汚損し、又は紛失したときは、申請書を市長に提出して、その再交付を申請することができる。

2　医療証の汚損による場合には、前項の申請書に、汚損した医療証を添えなければならない。

3　医療証の再交付を受けた者は、紛失した医療証を発見したときは、直ちに発見した医療証を市長に返還しなければならない。

(変更の届出)

第11条　条例第10条第1号の規則で定める事項は次に掲げる事項とする。

(1)　住所又は居住地

(2)　氏名

(3)　世帯主の氏名

(4)　保険関係の変更

2　条例第10条第1号に該当する場合の届出は、届出書に医療証を添えて行わなければならない。

(死亡及び資格喪失の届出)

第12条　条例第10条第2号及び第3号に該当する場合の届出は、医療証を市長に提出して行わなければならない。

(決定の通知)

第13条　条例第9条第2項の通知は、支給通知書により行うものとする。

2　条例第9条第3項の通知は、却下通知書により行うものとする。

3　条例第6条第1項本文の資格の認定についての可否の通知は、医療証を交付すること又は前項に規定する却下通知書により行うものとする。

(第三者行為の届出)

第14条　第三者の行為によって生じた疾病等について医療費の助成を受け、又は受けようとする者は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)並びに被害の状況を直ちに市長に届け出なければならない。

(添付書類の省略)

第15条　市長は、この規則の規定による申請又は変更届けに添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿又は先に提出した申請書等により確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(文書等の様式)

第16条　この規則に定める文書等の様式は、市長が定める。

付　則　抄

1　この規則は、平成6年10月1日から施行する。

付　則(平成6年9月28日泉佐野市規則第17号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附　則(平成7年7月12日泉佐野市規則第12号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3条第2号の規定は、平成7年10月1日から適用し、同日前の療養については、同条同号の中「327万8千円」とあるのを「363万円」と読み替えて適用するものとする。

附　則(平成9年7月14日泉佐野市規則第20号)

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附　則(平成10年6月29日泉佐野市規則第14号)

(施行期日)

1　この規則は、平成10年7月1日から施行する。

(経過措置)

2　平成10年6月以前の月分の療養に要する費用の助成の制限については、なお従前の例による。

附　則(平成11年3月15日泉佐野市規則第8号)抄

(施行期日)

1　この規則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の泉佐野市老人医療費の助成についての条例施行規則第1条第3号及び第5号の規定、第2条の規定による改正後の泉佐野市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則第2条第3号及び第5号の規定並びに第3条から第6条までの規定は、公布の日から施行する。

(泉佐野市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

9　この規則の施行の際現に改正前の泉佐野市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の様式により交付されている医療証は、改正後の泉佐野市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の様式により交付されている医療証とみなす。

附　則(平成11年3月29日泉佐野市規則第14号)

(施行期日)

1　この規則は、平成11年7月1日から施行する。ただし、様式第2号の改正規定は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　改正後の第3条、第6条第1号、第9条第1項の規定は、平成11年7月1日以後に行われる医

療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療費の助成については、なお従前の例による。

3　この規則の施行の際現に改正前の泉佐野市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の様式により交付されている医療証その他の書類は、改正後の泉佐野市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の様式により交付されている医療証その他の書類とみなす。

附　則(平成13年3月31日泉佐野市規則第13号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附　則(平成13年12月26日泉佐野市規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成14年8月6日泉佐野市規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成16年3月29日泉佐野市規則第13号)抄

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成16年9月30日泉佐野市規則第24号)抄

(施行期日)

1　この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(泉佐野市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

9　第4条の規定による改正後の泉佐野市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則(平成16年11月11日泉佐野市規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成17年3月22日泉佐野市規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成17年4月21日泉佐野市規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成18年6月30日泉佐野市規則第27号)抄

(施行期日)

1　この規則は、平成18年7月1日から施行する。

(泉佐野市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

4　第3条の規定による改正後の泉佐野市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則第5条の3の規定は、平成18年7月分以後の一部自己負担額について適用し、平成18年6月分以前の一部自己負担額については、なお従前の例による。

附　則(平成18年9月29日泉佐野市規則第31号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附　則(平成19年9月25日泉佐野市規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成20年3月31日泉佐野市規則第9号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附　則(平成23年12月22日泉佐野市規則第21号)

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附　則(平成26年3月20日泉佐野市規則第5号)

(施行期日)

1　この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現に改正前の別記様式により交付されている医療証は、改正後の別記様式により交付されている医療証とみなす。

附　則(平成27年2月5日泉佐野市規則第2号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附　則(平成27年12月28日泉佐野市規則第28号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式(第8条関係)

この証は、大阪府以外では使えません。

こども医療	医療証							
公費負担者番号	8	6	2	7	0	1	4	7
対象者番号	3							
対象者 居住地	泉佐野市							
対象者 氏名								
対象者 生年月日	年　月　日							
有効期間	年　月　日から 年　月　日まで							
発行機関名及び印	大阪府 泉佐野市長　印							
交付年月日	年　月　日							

受診の都度健康保険証と同時に提出してください。

別記様式(第8条関係)